

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美濃加茂市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部地域

(1) 現況

本地域は、市北部に位置した中山間地域であり、農業生産活動等を通じ水源のかん養、ホタルの保護、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

しかし、高齢化率の上昇による担い手の減少のため、耕作放棄地が増加することで、景観形成等の多面的機能の低下が特に懸念されている。そのため、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中南部地域

(1) 現況

本地域は、南に木曽川、東に飛騨川が流れ、肥沃な低地である濃尾平野に面する位置にあり、比較的平坦な地形を活かして水稻栽培が行われている。

また、担い手への農地の集積が進んでおり、担い手あたりの圃場面積が拡大していることから、農道やかんがい施設の保全管理等、農地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	中南部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。